

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年3月22日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

副理事長 水 嶋 智

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務の契約締結は、当該業務に係る令和4年度予算の執行が可能となっている事を条件とします。

1. 当該招請の主旨

本業務は、当機構土木系技術職員に対し実施する技術講習の支援を行う業務である。

上記業務は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）制定の基準類を熟知し、あわせて鉄道土木技術に関する専門的な知識、経験及び能力を有し、当機構の業務内容及び施工監理業務に精通していることが不可欠であることから、これらの能力と経験を有する特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定の者以外の者で下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業 務 名 鉄道建設業務に係る技術講習支援業務（令和4年度）

(2) 業務内容

以下の作業を行う。

ア 講習の実施

「施工監理テキスト 請負工事監督要領細目（土木編） II. 監督上の着眼点」のうち「1. 一般」、「2. 土工」、「3. 無筋、鉄筋コンクリート」及び「施工監理テキスト 基礎工編」に関する講習

- ・作成済みの施工監理テキストを基に講習資料（スライド）を作成する。
- ・講師1名が当機構本社から Web 配信方式により、当機構職員等に対し、講習を実施する。
- ・1回あたりの講習は1コマ1.5時間の座学講習を2科目とし、講習回数は6回程度実施する。
- ・講習結果についての報告書を作成する。

イ テキスト作成

当機構の「請負工事監督要領細目（土木編）」の「Ⅱ．監督上の着眼点」のうち「５．橋梁下部」、「６．コンクリート橋上部」、「７．ラーメン高架橋」の内容に関する解説を記載するテキストの作成

- ・講習テキストは本文及び参考資料等を含め 200 頁程度を考えている。

(3) 履行期間 契約締結日から令和 5 年 2 月 28 日まで

3. 業務目的

本業務は、鉄道土木技術に関する専門的な知識及び能力を有する部外能力を活用することにより、当機構職員等の施工監理に関する技術の継承と向上を図ることを目的としている。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成 15 年 10 月機構規程第 78 号）第 4 条又は第 5 条の規定に該当しない者であること。

イ 当機構における「土木設計調査」に係る令和 3・4 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ウ 当機構理事長から（関東甲信地区）において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 業務実績に関する要件

次に示す業務全てについて、平成 24 年度以降に元請として完了した業務において 1 件以上の実績を有しなければならない。なお、次の①及び②は同一件名の実績でなくともよい。

- ① 土木構造物の施工監理に関する講習資料の収集及び講習テキストの作成業務
- ② 土木構造物の施工監理に関する講習の業務

(3) 技術力に関する要件

配置予定技術者については、次のア及びイに示す条件を全て満たす者であること。

ア 技術士(建設部門)又は 1 級土木施工管理技士資格を有する者若しくは鉄道構造物の土木設計調査等に 10 年以上の実務経験を有する者（指導監督的実務経験 3 年以上を含む。）

イ 平成 24 年度以降に元請として完了した上記（２）に掲げる業務全ての経験を 1 件以上有する者。なお、上記（２）の①及び②は同一件名の経験でなくともよい。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 (横浜アイランドタワー)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

本社 経理資金部会計課

電話 045-222-9049 FAX045-222-9047

電子メールアドレス kaikei.hns@jr-tt.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び場所

令和4年3月22日から令和4年4月11日までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日。）を除く毎日10時00分から16時00分まで。（12時00分から13時00分の間を除く。）（1）に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和4年4月12日16時00分まで。（1）に同じ。持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和4年5月9日16時00分

(4) 4（1）イに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に、当該競争参加資格の認定を受けていなければならない。

当該競争参加資格の認定に係る申請は、当機構事業監理部工事契約監理課において、随時受け付ける。

(5) 詳細は「鉄道建設業務に係る技術講習支援業務（令和4年度）」説明書による。

(6) 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、詳細については、説明書を参照して下さい。

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること